

2018年4月17日

参議院総務委員会 一般質疑 会議録抄

○江崎孝 まるで与党の一員のような時間割の質問時間でございますが、間違いなく野党の立憲民主党の江崎でございます。

セクハラ始めとするハラスメントの質問をさせていただきます。といっても、財務省の問題ではありません。消防庁です。

まず、消防庁からお聞きしますけれども、昨年消防庁は、消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループをつくっていただいて、昨年七月に報告書を出していただいています。このワーキンググループには、我々の意見も聞いていただいて、現場の女性の消防官の方も入っていただいて、意見交換していただいて、非常に前向きな報告書を出していただいたというふうに私は理解をしているところです。

それで、その後の消防庁の取組と各消防本部における対応について紹介をしていただきたいと思います。

○緒方俊則消防庁次長 お答えいたします。

消防庁におきましては、平成二十九年二月に設置をいたしました消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループの提言を踏まえまして、昨年七月に対応策を取りまとめたところでございます。

具体的な内容といたしましては、各消防本部に対しまして、ハラスメント等を撲滅するとの意志を組織のトップであります消防長が明確にし、消防職員に周知徹底することや、ハラスメント等の発生に備えました通報制度の確立や相談窓口の設置などにつきまして全国の消防本部に対しまして通知を行い、そして全国十四か所で説明会を開催いたしまして、消防本部の幹部などに対しまして直接要請もいたしました。

各消防本部におきましては、こういったことを受けましてハラスメントの取組を進めていただきまして、その結果でございますけれども、本年三月末に取りまとめました調査によりますと、平成三十年度末までに、ハラスメント等の通報制度について九六・二%、相談窓口につきましては九五・四%、こういったふうな本部が設置をするというふうに回答するなど、一定の進展が見られてきております。

今後に向けましては、引き続き全国で消防本部のハラスメント相談員向けの研修会を開催するとともに、取組が不十分な消防本部につきましては取組状況を公表するなど、更なる取組を徹底してまいりたいと考えております。

また、消防庁には、消防庁にもハラスメント等相談窓口の専用電話回線を設置いたしまして、三月三十一日までに九十八件の相談がございまして、相談者本人の希望に応じまして関係消防本部等へ情報提供いたしまして調査を依頼するなど、解決に向けまして対応をしているところでございます。

○江崎孝 ありがとうございます。

消防の現場というのはパワハラもセクハラも含めて自殺者が結構多いところでもございまして、非常に喫緊の取組、課題だと、是非共有化していただきたいと思うんですが、午前中、片山先生の方の質問あったんですけれども、そうはいつでもやっぱり女性の消防吏員の数が少ない。

これ、私も調べましたが、警察官が八・五％、自衛官が五・九、海上保安官が六・二で、消防吏員は二・六なんですね。これを五％まで、十年後に五％まで引き上げるといふうにしていますが、その女性の消防職員、消防吏員の方が増えない理由は何であるとお考えですか。

○緒方俊則消防庁次長 お答えいたします。

平成二十七年の四月に女性消防職員向けに行ったアンケート調査におきまして、女性職員が増えない理由を尋ねたところ、女性が働く職場というイメージがないといったことや、体力が必要で女性が能力を発揮しにくいなどに多くの回答が示されております。

その一方で、採用する消防本部の側につきましても、広報が不足するなど、女性職員の採用に積極的には取り組んでこなかったところもあるというふうと考えております。

○江崎孝 一つは、そういう女性の、今おっしゃったとおり、女性が働きやすいというか、そのイメージではないと。

これ、私も消防職員の女性の方とお話をするんですけれども、やはり男性中心のずっと消防の現場だったので、まあ嫌みではないんでしょうけれども、こういう全体の執務室の中で、膝まで下ろして着替えをすとかというのを平気でやっている事例もあるようなんですね。その女性の方がおっしゃっていたのは、女性の消防吏員の方がおっしゃっていたのは、やっぱり満員電車の中でやらないことはやってほしくない、職場において。これ当たり前なことなんですよ。それからすると、あの財務省の問題というのはもうとんでもない問題だと思うんですけれども。

私は、その意味で、職域の問題として、やはり警防業務における女性の進出というのもまだまだこれからだと思うんですよ。やはり非常に、二十四時間体制であるということ、あるいは消火、救助、救急救助などに対する、そこはやっぱり女性が非常に不適切だ、不適切という言葉がどうか分かりませんが、女性はそこには求めないという使用者側、つまり消防庁側の強い姿勢があるやに思うんですが、この考え方というのはもちろん改めていかなければなりません、実際、やっぱりそういう流れがあると思うんです。これについてどうお考えになられますか。

○緒方俊則消防庁次長 お答えいたします。

平成二十九年の四月一日現在でございますけれども、女性消防職員の配置先につきましては、御指摘もございましたけれども、総務とか予防業務などの日勤の業務の従事者が約半数でございまして、多くを占めておりまして、その一方で、消防隊とか救助

隊などの警防業務につきましては少ない状況がございます。ただ、救急業務につきましては比較的多くの女性職員が活躍しておりまして、利用者からは、女性ならではのきめ細やかな対応で良かったといった声も多く寄せられております。

なお、消防隊につきましても、女性の従事者が少ないところではございますけれども、少しずつではございますけれども女性職員が増えてきているところもございます。

消防庁としまして、引き続き、先進消防本部の事例の情報提供などを通じまして、女性消防職員の職域の拡大に取り組んでいきたいと思っております。

○江崎孝 男女雇用機会均等法の六条に、配置についての性別を理由とする差別の禁止というのがあるんですね。そこまで抵触するとは僕は言いませんけれども、やはりそういう問題もこれから惹起するようなことになりかねない。その意味で、例えば、結婚後、いつ妊娠するか分からないと言われて毎日勤務にさせられたとか、あるいは、育休後には戻る場所はないぞと上司に言われたとか、やっぱりいろんな事例があるんですね。

やっぱり、これはいろんな意味でまだまだ対策、取組が不足していると思います。その改善に向けての何か方策、考え方があったら教えてください。

○緒方俊則消防庁次長 女性職員の職域拡大というのは非常に重要な問題と認識いたしております。まずは各消防本部に対しまして働きかけを進めていきたいと考えております。

○江崎孝 是非、冒頭おっしゃったとおり、まずは長、組織のトップ、ここがしっかりとセクハラ、パワハラ、あらゆるハラスメントに対しての認識をはっきりしていただいて、そこに対するやっぱり指示を明確にもう一度発していただきたいと思うんですが、可能でしょうか。

○緒方俊則消防庁次長 御指摘のとおり、各消防本部のトップに対しまして、しっかりとそういった必要性を認識していただけるように進めていきたいと思っております。

○江崎孝 こうやって、消防庁ではセクハラに対してすごい取組をやっぱりやっているんですね。

まだまだ道半ばですが、そうやっているさなかに、済みません、やっぱりこれ触れざるを得ない。やっぱり御本人の開き直りというようなことは僕、許せないし、あるいは財務省の今回の対応というのも大変僕は憤りを感じています。

その中で、ちょっと急にお話を変えて申し訳ないんですけども、セクハラの話、これ大臣の思いだけで結構ですが、麻生大臣は、今回の調査、記者をどうするかという調査、これはもう本当に私、怒り心頭の調査なんですけれども、本人が出てこなければどうしようもないと、被害者とされる女性記者が申し出なければセクハラと認定するのは難しいという認識を示したものだという、こういう記事も出るようになったんですが、これについて大臣の思いというか考え方というか、何か率直な感想を聞かせてください。

○野田聖子総務大臣 一言では語り尽くせないわけですが、セクシュアルハラスメント

ということは何ぞやということ、やはりなかなかきちつこの国では男女とも学ぶ場が非常に少なかったと思います。世代によってやはりそのことを知らずに育った世代もあり、私も三十二年前に県議会議員の選挙に出て、それでその後浪人生活を送ったときに相当ひどい目に遭ったんですが、その当時はセクシュアルハラスメントという言葉がありませんでしたから、もうどうしようもなかったです。

でも今はあって、そしてちゃんと人事院の方でも各省庁に対してマニュアルというかテキストを作ってくれて、この間も総務省の皆さんにはもう一度、再度繰り返し送ったんですけど、それを読んでいただくと、やはり、もしセクシュアルハラスメント、被害者の側、専ら女性が多いんですけれども、に立っていただけるとうなずけることが多いんですが、やはりそちらの側に立てないと、えっと思うようなことを言われたり、やられてしまうんだなど。

ここに、手元にも、先ほども申し上げたんですけれども、やはり不快であるか否かの判断にしても、基本的には受け手です。受け手が不快に感じるか否かによって判断する、それを非常に憤る男性もいます。でも、これがセクシュアルハラスメントなんですね。

そういうところの原理原則を知っていただいた上で、やはり調査の在り方とかそういうことも、あくまでもセクシュアルハラスメントで私たち男女共同参画の立場として取り組むことは、その被害に遭われた方の保護、そして救済なんですね。そこが始まりとするならば、おのずとどういうことをしなければならぬかというのは分かってくるんだろうと思っています。

○江崎孝 その意味で、この麻生大臣の、まあ財務省の今回の調査の根本がここだと思うんですけど、本人が名のり出なければセクシュアルハラスメントを認定できないという、この感覚というのが私はどう考えても理解できない。

そこで、人事院の、お見えになっていると思うんですが、これ、財務省は人事院規則の10—10に該当しない、事務次官は、何かそんなへんちくりんな、野党六党の会議の質疑の中で何か言ったように聞きますけれども、これ人事院規則10—10って事務次官には関係ないんですか。

○遠山義和職員福祉局次長 お答え申し上げます。

人事院規則10—10セクシュアル・ハラスメントの防止等は、事務次官を含む一般職の国家公務員に適用されます。

○江崎孝 ということは、そのちょっと財務省の認識を僕はおかしいなと思うんですけども、やっぱりこれは国家公務員を含めて全体に影響すること。

そこで、例えば、お聞きしますけれども、これ人事院規則の10—10の指針というのが出されていますよね。その中で懲戒処分というのがあって、ここに懲戒処分という項があるんですが、もう御存じだろうと思って質問しますが、セクシュアルハラスメントの態様等によって信用失墜行為、国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行などに該当して、懲戒処分に付されることがあると、これ該当しませんか、今回の事案は。

○遠山義和職員福祉局次長 お答え申し上げます。

本件につきましては財務省において事実関係の調査を行っているところだと承知しております。任命権者において事実関係を把握の上で適切に御判断いただくものと考えております。

○江崎孝 いや、人事院に調査しろというところまで言いませんけれども、そういう回答じゃなくて、やはりもう少し一般的でもいいですから、これ、公文書管理の問題も言いましたけれども、こういう事例はあってはならないことですよ。あってはならないことだからこそ、こういう事例があったとき対岸の火事にしないで、こういう問題はおかしいんだということをやっぱり全体に認識させていかない限りは、何回も起きますよ、こんなことは。というか、氷山の一角だと思うんですよ。

例えば、同じ規則、指針の中にセクシュアルハラスメントになり得る言動というのもあって、これ事例まで書いてありますね。ちょっと僕は余り読みたくないんですけども、あえて読ませていただきますよ。性的な関心、欲求に基づくもの、スリーサイズを聞くなど身体的特徴を話題にすること、聞くに堪えない卑わいな冗談を交わすこと、性的な経験や性生活について質問すると、ぼっちり当たっているじゃないですか、これ。

今回のデータ、音声、聞いていた、今、僕の質問、内容聞いていました。音声データが、これ、御本人はいつとき自分の声だと言っていらっしゃったんですね。それで、御自身のこの前の調査の中でも、音声データは自分のものではないという確実な完璧な否定はされていないんですよ。それと、麻生財務大臣は、あれは事務次官の声だねと言われているわけで、これはもう完璧に、多分音声鑑定すれば、声紋鑑定すれば間違いなく御本人の発言なんですね。

そこで、もう一回大臣にお伺いしますと、要するに、その御自身がああいう発言をされている。相手が記者であろうと誰であろうと関係ないですね。今言っているとおり、職場であろうとどこであろうと関係ない。世界中のセクハラはそうなっているわけですから。職場外で出されたことも含めて、例えば、この前からイギリスだってセクハラでいっぱいいろいろ問題が起きているのは、別に職場だけの問題ではない。対外的にそういうことがあらわにされて、職を辞めて、辞されている方いっぱいいらっしゃるわけですから。この人事院規則というのは職場環境だけではないと、僕は一つの心構えとしてやっぱり適用されるべきだろうと思うんですけども。

どうでしょう、大臣、私は、あの言葉をずっとテレビで聞かされるたびに私自身は不快になるわけですよ。国民の皆さんもほとんど不快になっていると思うんですよ。これ、下手をすると国民全体に対するセクハラっぽくなってきているわけですね、あれが報道で流されていけば。そして本人の言葉だということはほぼ間違いない。こういう状況を、財務省の単なる調査だけで、今の財務省の財務大臣の対応だけでよしとされますか。男女参画大臣、大臣の考えを。

○野田聖子総務大臣 今朝閣議がございまして、その前に集まる場所があって、そこ

で私は直接麻生財務大臣、事務次官の問題ですから、直接の責任者は財務大臣でありまして、現時点までの財務省がなされた調査の報告をお尋ねしましたところ、現時点で、全て調査が終わっているわけじゃないんですが、まず、当事者たる事務次官の弁明は全面否定ということをお伺ったところですよ。

ですから、今委員のおっしゃったことももっともですけども、今時点で私の立場では、御本人が全面否定している以上仮定の話はできませんけれども、一般論として申し上げますと、先ほど申し上げたように、セクハラというのは、不快であるかどうかというのは受け手が不快に感じるかどうかというのが判断になるわけですから、その職業がどうであれということではないんだと私は思っています。

あともう一つは、国家公務員として、勤務時間外においても自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常にやっぱり認識して行動していただくことは大変重要なことではないかと考えているところです。

○江崎孝 その意味で、やっぱり人事院規則の一〇一一〇は事務次官にもきちっと対応するわけですから。

例えば、僕は最初聞きましたね、この懲戒処分当たるんじゃないかという話のところというのはどうなんですか。今回の財務次官のあの発言、これは、調査されているのは相手が記者かどうかという話であって、あの発言の中身については決して否定をされていないんですよ、御本人の。記者に対してはそういう話はしたことはないというふうに言われていますけれども。

仮にあの中身が、あの発言が、いずれにしてもはっきりしてくるというふうに思います、真意がはっきりしてくると思うんですけども、言った内容が間違いなく御本人の発言で、誰かの女性に対する発言であって、あれがデータとして流されていったということは、その事実関係だけ考えられたときに、これ懲戒処分の対象となるんじゃないんですか。人事院の方、どうでしょうか。

○遠山義和職員福祉局次長 お答え申し上げます。

人事院規則一〇一一〇、第二条では、セクハラを「他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動」と定義しております。

個別の事案について個々の言動がこのセクハラに当たるか否かは、事実を確認した上で、この定義に該当するかどうか判断されるものと思います。

また、大臣の方から御答弁もありましたけれども、国家公務員法第九十九条におきまして、国家公務員の信用失墜行為禁止ということがございます。

いずれにいたしましても、そういう枠組みでございますけれども、現在調査中の事案でございますけれども、それ以上のことにつきましては控えさせていただきます。

○江崎孝 では、最後の質問をします。

大臣、違和感、相当やり方に違和感があるというふうにおっしゃっていますですね。

これの真意というのは、大体今の、これまでの議論の中で分かるんだけど、やはりここははっきりしておかないといけないと思うんですね。違和感といったら一体どういうことなのかということ、大臣の御自身の言葉として、やはりそこはもう一度聞かせていただきますけれども、これ十六日ですね、昨日ですね、昨日記者会見で述べていらっしゃるけれども、財務省は分かっていない、女性のセクハラ被害は云々ということでございます。この財務省は分かっていないというところに、やり方に違和感があるというふうなことにつながっていくと僕は理解をするんですが、このやり方に違和感があるという言葉について、その真意をもう少し聞かせてください。

○竹谷とし子総務委員長 申合せの時間が参りましたので、答弁をおまとめください。

○野田聖子総務大臣 今調査中ということで、その調査のやり方についての違和感についてだけ申し上げたいと思います。

一つは、当事者である事務次官の部下である官房長の名前で報道各社へ要請がなされたこと、そして、財務省と顧問契約のある弁護士事務所を窓口に行っていることなどの点について違和感があると申し上げました。

というのは、セクハラそのものは、そもそも親や友人にすらなかなか告白できないくらいことでありまして、ましてその第三者に声を上げるには被害者に負荷が掛かるという被害者の立場になっていただくと、そんなに簡単に申し上げられないということ、そのことを考えた上ではちょっとハードルが高い仕掛けなのかなというふうに私は思いました。

○江崎孝 終わります。

こんなに、大変な問題だと思います。財務省の姿勢を厳しく批判して、終わりたいと思います。

ありがとうございました。